3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒187―0035 東京都小平市小川西町２―32―１　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　職業能力開発総合大学校　管理部経理課　電話042―346―7615
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から３の⑴において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後１時から午後４時までの間に交付する。
なお、電子メールにて入札説明書の送付を希望する場合は、件名、会社名、全省庁統一資格の業者コード（申請中の場合は記載不要）、担当者名及び電話番号を記入のうえ、ptu-keiri@jeed.go.jpあて送信すること。
⑶　入札書の提出期限　令和４年12月21日正午
⑷　開札の日時及び場所　令和５年１月20日午前10時00分　職業能力開発総合大学校１号館４階　会議室
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者と決定する。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hidenori Shinno, Director of the Contract Division, Polytechnic University, Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers
⑵　Classification of the Products to be procured : 78
⑶　Nature and quantity of the services to be purchased : Collection, transportation and disposal of general and industrial waste (Polytechnic University), 1 set
⑷　Fulfillment period : As shown in the tender documentation
⑸　Fulfillment place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
③　have Grade A, B or C “Service” in terms of the qualification for participating in tenders specified by Single qualification for every ministry and agency (in fiscal year 2022―2024)
④　don’t be those who have received the stop measure of competition participating qualification from Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers
⑤　meet the qualification requirements which may be specified the Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers in charge of disbursement of the procuring entity : As shown in the tender documentation
⑺　Time limit for tender : 12 : 00, 21 December, 2022
⑻　Contact point for the notice : The Contract Division, Accounting Department, Polytechnic University, Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers, 2―32―1, Ogawanishi-machi, Kodaira-city, Tokyo 187―0035 Japan. TEL 042―346―7615

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年11月１日
経理責任者
独立行政法人国立病院機構本部
総務部長　大門　龍生
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　4
⑵　購入等件名及び数量　次の購入物品であって、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」に収載されているもの。
①　北海道（１道）（以下「北海道エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品2,643品目
②　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県（７県）（以下「東北エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品2,903品目
③　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（１都６県）（以下「関東エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品3,888品目
④　山梨県、長野県（２県）（以下「山梨長野エリア」という。）に所在する国立病院機構病院が使用する医薬品1,502品目
⑤　富山県、石川県、福井県（３県）（以下「北陸エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品2,157品目
⑥　岐阜県、静岡県、愛知県、三重県（４県）（以下「東海エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品2,824品目
⑦　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県（２府４県）（以下「近畿エリア」という。）に所在する国立病院機構病院、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品3,444品目
⑧　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（５県）（以下「中国エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品3,140品目
⑨　徳島県、香川県、愛媛県、高知県（４県）（以下「四国エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品2,600品目
⑩　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県（７県）（以下「九州エリア」という。）に所在する国立病院機構病院及び労働者健康安全機構病院が使用する医薬品3,837品目
⑪　沖縄県（１県）（以下「沖縄エリア」という。）に所在する国立病院機構病院が使用する医薬品778品目
品目及び購入予定数量は、入札説明書による。
⑶　納入期間　令和５年３月１日から令和５年９月30日迄。
⑷　納入場所　独立行政法人国立病院機構北海道がんセンターほか179病院
⑸　入札方法
①　１⑵で示す医薬品を区分ごとに取りまとめたもの（以下「医薬品群」という。）を入札エリアごとにそれぞれ入札に付する。
②　入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で医薬品群ごとにそれぞれの医薬品目の単価を記載すること。
③　入札単価については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の本体価格（消費税法第28条第１項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき契約金額に110分の100を乗じて得た金額をいう。なお、税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、当該改正税法施行日以降における上記本体価格は変動後の消費税等の税率により計算した額とする。）を記載すること。